

論文 / 著書情報  
Article / Book Information

題目(和文)	開発援助機関による環境社会配慮モニタリングの現状分析と課題抽出 - アジア開発銀行の道路・電力案件を事例として -
Title(English)	
著者(和文)	安元彩佳
Author(English)	Ayaka Yasumoto
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第12291号, 授与年月日:2022年12月31日, 学位の種別:課程博士, 審査員:村山 武彦,花岡 伸也,佐藤 由利子,阿部 直也,錦澤 滋雄
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第12291号, Conferred date:2022/12/31, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Category(English)	Doctoral Thesis
種別(和文)	審査の要旨
Type(English)	Exam Summary

(博士課程)

## 論文審査の要旨及び審査員

報告番号	甲第	号	学位申請者氏名	安元 彩佳	
		氏名	職名	氏名	職名
論文審査 審査員	主査	村山 武彦	教授	錦澤 滋雄	准教授
	審査員	花岡 伸也	教授		
		阿部 直也	教授		
		佐藤 由利子	准教授		

### 論文審査の要旨 (2000 字程度)

本論文は、「開発援助機関による環境社会配慮モニタリングの現状分析と課題抽出ーアジア開発銀行の道路・電力案件を事例としてー」と題し、全5章からなる。

第1章「研究の背景と目的」では、環境影響評価制度が1970年代初頭にアメリカで初めて施行されて以降、世界各国に普及してきた一方、国際的に環境影響評価についての経験は蓄積されてきたが、多くは事前の影響評価に焦点が当てられ、モニタリングやフォローアップに関する実証的な研究は不十分であること、特に、開発援助に関連しては、借入国によるモニタリングや援助機関における監督が十分に実施されていないことを示している。このことから、本論文の目的として、主要な開発援助機関の制度比較をもとにモニタリングの実施要件が比較的明確に示されているアジア開発銀行を対象に、モニタリングの実施頻度やモニタリング報告書の内容分析を通じて、モニタリングの実施状況から見た課題を明らかにし、モニタリング内容の改善のための示唆を得ることを挙げている。

第2章「環境影響評価におけるモニタリングと援助機関の役割」では、開発援助機関のプロジェクトサイクルとセーフガード政策との関係や環境影響評価におけるモニタリングの位置づけを整理した後、開発援助において望ましいとされるモニタリングの5つの観点を示している。そのうえで、既往文献の内容を整理し、援助機関の個別案件での環境影響評価とモニタリングの関連性は確認されていないこと、モニタリングが実施されている頻度が不明であること、複数のセクターを対象に複数案件を比較検討した事例はみられないことなどを挙げている。そこで、本研究の枠組みとして、世界銀行、アジア開発銀行、国際協力機構を対象にセーフガード政策におけるモニタリングの規定内容を比較し、実施頻度を明記しているアジア開発銀行を対象に分析を進め、案件数が比較的多い道路と電力施設を対象に、環境面と社会面からみた実施頻度をカテゴリー別に分析したうえで、環境影響評価におけるモニタリング計画との比較を中心に分析する手法を示している。

第3章「開発援助機関におけるモニタリング条件とADBのモニタリング実施頻度分析」では、最初に世界銀行、アジア開発銀行、国際協力機構におけるセーフガード政策に規定されているモニタリングの内容について目的や実施方法、公開方法の点から比較し、アジア開発銀行がモニタリングの実施頻度を明記するなど他の2機関と比べて規定内容が充実していること示している。そのうえで、アジア開発銀行の案件を対象に分析を進めることとし、実施が終了した案件数や環境社会影響への配慮の必要性などの観点から道路・鉄道セクター72件と電力セクター194件を対象にモニタリングの実施頻度を分析している。その結果、両セクターともに、カテゴリーA案件における環境面及び社会面におけるモニタリングの平均的な実施頻度は1年から1年半に1回程度であること、また、両セクターともカテゴリーB案件よりもA案件の方がモニタリングの実施頻度は高い傾向にあるが、環境面に比べて社会面の実施頻度が低く、17ヶ月から24ヶ月に1回程度となっていることを明らかにしている。規定では半年に1回の報告が求められていることから、分析結果から要件を満たしていないことを指摘している。

第4章「ADBにおける環境モニタリングの実施内容分析」では、道路と電力の2セクターを対象に、環境影響の度合いが最も大きい区分であるカテゴリーAの案件を対象に、主として環境影響評価報告書で示されたモニタリング計画との比較を通じて、実際に行われているモニタリングの内容分析を行っている。そのため、環境影響評価報告書とモニタリング報告書との比較が可能な案件として、道路セクターでは22案件、電力セクターでは11案件を抽出し、道路セクター160、電力セクター127のモニタリング報告書を対象に分析を行っている。その結果、半数以上の案件で計画通りの環境モニタリングが実施されていないこと、緩和策の実施状況が示されていない報告書が3-4割程度みられ、緩和策の記載があっても定性的な内容にとどまっていることを示している。また、分析に用いた5つの観点を総合したスコア全てで望ましい内容となっている報告はみられないこと、数量化III類を用いた分析結果から、比較的充実した報告を行っている案件がある一方、基本的なモニタリング項目を実施せず、問題が発生した場合に事後的に対応することに重点を置いている案件のグループが存在していることを明らかにしている。

第5章「結論」では、各章のまとめを行い、論文全体の結論および今後の課題を示している。

以上要するに、本論文は、開発援助機関の環境影響評価制度に着目し、セーフガード政策にモニタリング要件が比較的規定されているアジア開発銀行の道路・電力セクターの案件を対象に、モニタリングの実施頻度や報告書の内容を分析することにより、規定との関係やモニタリングの実施状況を明らかにしたもので、環境計画・政策分野上の学術的な貢献が大きい。よって、博士(工学)に値するものと認める。

注意:「論文審査の要旨及び審査員」は、東工大リサーチポジトリ(T2R2)にてインターネット公表されますので、公表可能な範囲の内容で作成してください。